

神戸市外国語大学数理・データサイエンス・A I 教育プログラム (KCUPS-DASH) に関する履修規則

2024年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学外国語学部履修規則(2023年4月規則第80号)第1条第6号及び神戸市外国語大学外国語学部第2部履修規則(2023年4月規則第81号)第1条に定めるプログラム(以下「本教育プログラム」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本教育プログラムの目的)

第2条 本教育プログラムは、学生の数理・データサイエンス・A I への関心を高め、数理・データサイエンス・A I を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成するとともに、数理・データサイエンス・A I に関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本教育プログラムを履修することができる者は、本学に在籍する学生(科目等履修生を除く。以下「学生」という。)とする。

(所管等)

第4条 本教育プログラムは、外国語学部及び外国語学部第2部全学科共通とし、運営機関である数理・データサイエンス・A I 教育推進部会及びカリキュラム部会の議を経て、学部長が設置し、及び廃止する。

2 本教育プログラムには、その運営に関して必要な事項を定めるため、またプログラムを改善・進化させるため、数理・データサイエンス・A I 教育推進部会を置く。

3 本教育プログラムの自己点検・評価は、数理・データサイエンス・A I 教育推進部会及び評価企画会議が行う。

(履修科目等)

第5条 本教育プログラムの対象科目は、神戸市外国語大学履修規則(2023年4月規則第30号)別表10及び神戸市外国語大学外国語学部第2部履修規則(2023年4月規則第81号)別表II-7に定めるものとする。

(修了要件)

第6条 本教育プログラムの修了要件は、学生が第5条に定める授業科目の単位を修得することとする。

(修了認定)

第7条 本教育プログラムの修了認定は、数理・データサイエンス・A I 教育推進部会及び教務委員会の議を経て、学部長が行う。

(修了証書の授与)

第8条 学長は、前条により本教育プログラムを修了したと認定された学生のうち、申請のあった学生に対し、修了証書を授与する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、本教育プログラムの履修に関し必要な事項は、数理・データサイエンス・AI教育推進部会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。